

の弾力化を図っております。そのいくつかの改善点をあげれば、次のとおりです。

- (1) 必修の教科・科目と、その単位数を大幅に減らして、選択中心の教育課程が編成できるようにしています。すなわち、低学年では、高校教育で必要とされる基礎的、基本的必履修科目を共通に履習させ、中学年、高学年では、個人の興味・関心のみならず、個人の習熟度に応じて、多様な選択の教科・科目を準備し、それを自由に選択できる道を開いているわけです。この場合も、必履修科目を除き、選択履修科目については、選択の内容や方法について何らの条件づけもしていません。各校の実態に応じた創意工夫が望まれています。
- (2) 授業時数と単位数については、第1に、「週当たり標準時間数」が、34単位から32単位に、2時間減らされました。とかく、過熱化する受験体制の中で、ふくれがちになる授業時間数を抑えるために、その標準時数を示し、週当たりの授業時間数に、「ゆとり」を与えているわけです。第2に卒業に必要な修得総単位数を、従来の85単位から80単位に引き下げています。文部省でも説明しているように、その趣旨は、能力の多様化に応じて「うちの学校は、クラブ活動を重視するのだから、相対的に各教科・科目の卒業に必要な単位数は減らしたい。」とか、「履修だけで修得しなくてもよい科目があってもよいのでは。」とか、「習熟度別履習で修得の徹底を図るかわり、総修得単位数は減らしたい。」といった、多様な学校の要求が出ることを予想して「引き下げた。」としています。第3に、専門教育を主とする学科における専門教育に関する各教科・科目の最低必履修総単位数を、35単位から30単位に引き下げて、実業高校における教育課程の弾力化を図っています。第4に、1単位当たりの授業時間数について、取り扱いの弾力化の措置をとっています。すなわち、改訂前の「1単位について1個学年35単位時間に相当する時間を下らないように計画する。」を、1単位について1個学年35単位時間に相当する時間を標準とする。」と改め、特別活動などの重視により、授業時数が年間1単位につき、35週を下回ったとしても許容される余地を与えています。